

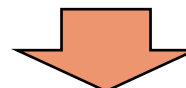
岩国市柱島地区居住者における渡船料金を助成する対象者の拡大について（お知らせ）

岩国市柱島地区に住所を有し、かつ現に居住されている高齢者及び身体障害者（児）、知的障害者（児）及び精神障害者の方を対象に、渡船を利用する際の料金の一部を助成するため、渡船券を交付していますが、令和4年4月1日より「障害者の対象者」を次のとおり拡大します。

【現 行】R4.3.31 まで

渡船料金の助成 （柱島地区）	種別	身体障害者手帳			療育手帳		精神保健福祉手帳			精神障害を支給事由とする障害年金1級を受給する者	備 考
		1級	2級	3級	A	B	1級	2級	3級		
	第1種（身障）	◎ 介助者可	◎ 介助者可	◎ 介助者可	◎ 介助者可	×	◎ 介助者可	×	×	○	（身障1種、療育A、精神1級）本人+介護者が無料 （身障1種：車椅子の使用者は2人の介護者を同乗可能）
	第2種（身障）	○	○	○							（身障2種）本人のみ運賃無料（身障の条件）

- ・◎は介助者可



【改 正】R4.4.1 から療育B、精神2、3級を追加

渡船料金の助成 （柱島地区）	種別	身体障害者手帳			療育手帳		精神保健福祉手帳			精神障害を支給事由とする障害年金1級を受給する者	備 考
		1級	2級	3級	A	B	1級	2級	3級		
	第1種（身障）	◎ 介助者可	◎ 介助者可	◎ 介助者可	◎ 介助者可	○	◎ 介助者可	○	○	○	（身障1種、療育A、精神1級）本人+介護者が無料 （身障1種：車椅子の使用者は2人の介護者を同乗可能）
	第2種（身障）	○	○	○							（身障2種）本人のみ運賃無料（身障の条件）

- ・対象になれる方は、岩国市渡船料金助成申請書兼同意書の提出が必要です。
詳しくは、障害者支援課までお問い合わせください。

問い合わせ先
岩国市 健康福祉部 障害者支援課
障害者福祉班
電 話：0827-29-2522
F A X：0827-22-2814